

熊本市公報(契約)

第 7 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市総務局契約監理部契約政策課

発行日 令和元年 5 月 2 7 日

目 次

○ 新防災情報システム開発・構築業務委託	1
----------------------	---

契 約 公 告 第 9 6 号

令和元年 (2 0 1 9 年) 5 月 2 7 日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 3 7 2 号)の適用を受ける調達契約について次のとおり公募型プロポーザル方式による手続き(以下「プロポーザル」という。)に付すので、地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号)第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成 2 4 年規則第 1 0 2 号。以下「特例規則」という。)第 5 条の規定により公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 業務概要

(1) 業務委託名

新防災情報システム開発・構築業務委託

(2) 目的及び概要

平成 2 3 年東日本大震災、平成 2 8 年熊本地震等の近年に発生した大規模自然災害では、広範囲におよぶ被害の迅速な把握、住民の避難状況の把握が困難であり、情報把握の遅れが救助活動、物資供給といった災害対応に大きな支障をもたらすことが浮き彫りとなった。また、情報の伝達手段が多様化する中で誤った情報が被災地を混乱させる状況も多く発生しており、行政がテレビ、ラジオ等に加えて、メール、SNS 等を活用して正確な情報を迅速に発信することの重要性についても改めて認識された。

このような背景において、本市として、一連の災害対応を今以上に円滑かつ正確に行うことを目的として、情報収集、意思決定ならびに情報発信機能を一元的に管理、運用する総合的な災害対応システムとして、「新防災情報システム」を再構築する。

(3) 履行場所

熊本市中央区手取本町 1 番 1 号外

(4) 履行期間

契約締結日から令和 2 年 (2 0 2 0 年) 3 月 3 1 日まで

(5) 提案上限額

2 0 0 , 0 0 0 千円 (消費税及び地方消費税含む。)

※提案内容にかかわらず、この上限額を超える提案は無効とする。

また、この金額は契約額や許容価格を示すものではない。

※消費税及び地方消費税は 1 0 % で算出する。

2 担当部局

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市政策局危機管理防災総室

電 話 096-328-2490

ファックス 096-359-8605

電子メールアドレス kikikanribousai@city.kumamoto.lg.jp

3 手続の種類

この案件は、提案書等のプレゼンテーション前にプロポーザルに参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）の確認を行い、参加資格があると認められた者による審査の結果に基づき契約候補者を選定する方法により手続を行う。

4 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号）第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。さらに、業種として、第1分類「情報処理業務」・第2分類「情報システム全般の設計、開発、維持管理」での登録をしていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (9) 都道府県又は政令指定都市から直接受注した業務として、平成21年度以降に履行が完了した、防災情報システムに関する構築業務委託の実績を有すること。なお、防災情報システムとは、消防庁様式に対応し、被害情報やGIS機能、各種配信機能等を提供するシステムをいう。
- (10) 共同提案の場合は、各提案者が（1）～（8）をすべて満たし、本提案競技への単独又は他提案者との共同提案をおこなっていないこと。構成員のいずれかが（9）を満たすこと。

5 申請手続等

(1) 参加表明書、仕様書等の交付期間及び方法

令和元年（2019年）5月27日（月）から令和元年（2019年）6月5日（水）まで

熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は2の担当部局で配布する（担当部局での配布については熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）。郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。担当部局での配布は、午前9時から午後5時まで。熊本市ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。

なお、仕様書等については、令和元年（2019年）7月9日（火）までの間、2の担当部局において閲覧に供する。

(2) 参加手続き等

本件プロポーザルの参加希望者は、参加表明書及びその他の必要書類（以下「参加表明書等」という。）を提出し、参加資格の有無について市長の確認を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。電送（ファックス、電子メール等）による提出は受け付けない。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。この場合、自社のみ単独で入札に参加する場合は単独企業用を、共同企業体として入札に参加する場合は共同企業体用を提出すること。

- (ア) 公募型プロポーザル参加表明書（様式第1号）
- (イ) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式第2号）
- (ウ) 公募型プロポーザル参加資格審査調書（様式第3号）
- (エ) 会社概要書（様式第4号）
- (オ) 共同企業体調書（様式第5号）
- (カ) 共同企業体協定書（様式第6号）

ただし、（オ）及び（カ）は共同提案の場合のみ提出すること。

- (キ) 同種業務実績調書（様式第7号）
- (ク) 同種業務の実績を証する契約書の写し（必須）

なお、これだけでは同種業務の実績を有することが判断できない場合は、他の判断できる資料（図面、仕様書等の設計図書又は発注者の証明等）で併せて補完すること。

イ 提出期限

令和元年（2019年）6月5日（水）午後5時まで

郵送する場合は、令和元年（2019年）6月5日（水）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

ウ 提出部数

1部とする。

エ 提出先

- (ア) 持参の場合
2の担当部局

(イ) 郵送する場合

〒 8 6 0 - 8 6 0 1 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市長（熊本市政策局危機管理防災総室）宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「参加表明書在中」を明記すること。

オ 留意事項

(ア) 様式については、参加表明書等提出日時点において記載すること。

(イ) 共同企業体として参加する場合は、ア(エ)は、構成員全員分を提出すること。

カ 4(1)に掲げる参加資格者名簿に登録されていない者も、申請書及び添付書類を提出できるが、プロポーザルに参加するためには当該競争入札（見積）参加資格審査申請を行い、審査を受け、かつ、競争参加の資格の確認を受けなければならない。

(ア) 競争入札（見積）参加資格審査申請書の交付方法

申請書様式は、熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は 5(2)カ(オ) a の部局において配布する（配布については休日を除く。）。配布時間は午前 9 時から午後 4 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）。熊本市ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。なお、ホームページの URL は、次のとおり。

https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=3331&class_set_id=3&class_id=530

(イ) 提出方法

参加資格要綱に定める申請書に必要書類を添付し、持参又は郵送により提出すること。なお、提出の際は封筒に入れ、封筒の表面に「特定調達契約に係る参加資格審査申請書在中」、「業務委託名」及び「提案書等のプレゼンテーション日時」を明記すること。郵送する場合は一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。受付時間は午前 9 時から午後 4 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）。

(ウ) 競争入札（見積）参加資格審査申請書の提出期限

令和元年（2019年）6月5日（水）午後4時まで。郵送する場合は、令和元年（2019年）6月5日（水）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

(エ) 競争入札（見積）参加資格審査申請書等の作成に用いる言語等

競争入札（見積）参加資格審査申請書及び必要書類は日本語で作成すること。なお、必要書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、金額は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(オ) 提出先

a 持参の場合

熊本市中央区手取本町 1 番 1 号 熊本市役所 6 階

熊本市総務局契約監理部契約政策課物品契約班

b 郵送の場合

〒 8 6 0 - 8 6 0 1 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市長（熊本市総務局契約監理部契約政策課物品契約班）宛

(3) 参加資格の確認

参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとする。ただし、5 (2) カの申請（特例規則第 4 条第 1 項の申請）をする者については、この限りでない。結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

6 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 説明会

説明会は実施しない。

8 仕様書等に対する質問

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

書面（様式第 8 号質問書）により持参、ファクス又は電子メールにて提出すること。
ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

イ 提出期間

令和元年（2019 年）5 月 27 日（月）から令和元年（2019 年）6 月 17 日（月）まで（休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

ウ 提出先

2 の担当部局

ファックス 096-359-8605

電子メールアドレス kikikanribousai@city.kumamoto.lg.jp

- (2) (1) の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

令和元年（2019 年）6 月 21 日（金）までに開始し、令和元年（2019 年）7 月 9 日（火）までとする。

イ 閲覧場所

2 の担当部局

9 プロポーザルに参加する者が 1 者である場合の措置

参加する者が 1 者であっても、プロポーザルを行うものとする。

10 提案書等の提出

5 (3) の通知により参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、提案書等を提出するものとする。

(1) 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

ア 提出書類

自社のみ単独で入札に参加する場合は単独企業用を、共同企業体として入札に参加する場合は共同企業体用を提出すること。

(ア) 実施体制及び従事者調書（様式第 9 号）

なお、共同企業体として参加する場合は、業務責任者は共同企業体の代表者たる構成員から配置すること。

(イ) 技術提案書提出届（様式第 10 号）

(ウ) 技術提案書（任意様式・A4 縦・片綴じ・横書き）

(エ) 参考見積書及び内訳書（A4 版・様式 11 号）

(オ) 基本仕様書機能一覧対応表（様式 12 号）

イ 提出期限

令和元年（2019 年）6 月 28 日（金）午後 5 時まで

郵送する場合は、令和元年（2019 年）6 月 28 日（金）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

ウ 提出部数

ア 提出書類のうち、技術提案書提出届（様式第 10 号）、技術提案書及び基本仕様書機能一覧対応表（様式 12 号）は 1 冊にまとめ 12 部（1 部を正本とし、残り 11 部は写しで可）を提出する。実施体制及び従事者調書（様式第 9 号）、参考見積書及び内訳書（様式第 11 号）は 1 部（参考見積書及び内訳書は封筒封印）を提出する。また、提出書類（参考見積書及び内訳書を除く）の内容を記録した電子媒体（CD-ROM など）1 部を添付すること。

なお、電子媒体に書き込むファイルの形式については、Microsoft Office 2016 で読み込み可能な Word、Excel、PowerPoint 又は PDF 形式で作成すること。

また、電子媒体は最新の定義体を適用したウイルス対策ソフトでウイルスチェックを行い、提出すること。

エ 提出先

(ア) 持参の場合

2 の担当部局

(イ) 郵送の場合

〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市長（熊本市政策局危機管理防災総室）宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「提案書在中」を明記すること。

オ 提出書等の仕様

(ア) 技術提案書は A4 サイズとする。また、図面等 A4 サイズより大きな書類がある場合は A4 サイズに折り込むこと。

(イ) 技術提案書のページ数は、100 ページ以内とする。ただし、表紙、目次、裏表紙、参考見積書、内訳書（様式 11 号）及び基本仕様書機能一覧対応表（様式 12 号）は除く。

- (ウ) 技術提案書のフォントサイズは「11」とし、各ページにページ番号を付けること。
- (エ) 参考見積書はA4サイズとし、熊本市への契約権限受任者印を押印すること。内訳書（様式11号）を用い項目ごとの内訳を記載すること。
- (オ) 技術提案書の表紙には「新防災情報システム開発・構築業務委託技術提案書」と記載するとともに、提案者名を記載し、提案者が押印すること。ただし、提案者名の記載と押印は正本のみとし、副本には、提案者が特定できるような内容を一切記載しないこと。
- (カ) 技術提案書には、別紙「新防災情報システム開発・構築業務委託 評価基準」に従い、記載の順序及び記載事項の変更等を行わず、全ての評価項目について記載すること。
- (キ) 技術提案書には、基本仕様書に記載された内容以外に本市に有効と考えられるものがあれば提案すること。

1 1 提案書等のプレゼンテーションの実施

(1) 実施日時

令和元年（2019年）7月9日（火）（予定）

日時については別途指示するもの。

(2) 実施場所

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市役所 本庁3階 危機管理防災総室内 水防本部室（予定）

(3) 実施方法

対面によるプレゼンテーション及び質疑応答形式とし、時間は50分（提案時間：30分、質疑応答：20分）とする。

- (4) プレゼンテーション時の説明に際しては、提出した提案書等のみを使用することとし、プレゼンテーション時の追加資料は受理しない。
- (5) プレゼンテーションは、実施体制及び従事者調書（様式第9号）に記載した者の中から最大4名まで出席できる。ただし、業務責任者は必ず出席すること。
- (6) プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合は、当該プロポーザルは無効とする。ただし、悪天候、出席予定者の事故等市長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、プロポーザル手続に支障のない範囲内でプレゼンテーションを実施できるときは、再度市長が指示した日時においてプレゼンテーションを行うものとし、プロポーザル手続に支障のない範囲内でプレゼンテーション等を行うことが困難であると認められるときは、当該プロポーザル参加者のプレゼンテーション実施項目については、全て0点として取り扱うものとする。

1 2 審査の方法等

(1) 審査の主体

「新防災情報システム開発・構築業務委託におけるプロポーザル方式に係る選定委員会設置要領」に基づき「新防災情報システム開発・構築業務委託選定委員会」において行う

(2) 審査の基準

別紙「新防災情報システム開発・構築業務委託 評価基準」によるものとする。

(3) 審査の方法

提案書等及びプレゼンテーションを基に審査し、最高得点者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。ただし、最高得点者が複数ある場合は、選定委員会にて審議・決定する。

(4) 技術点が 60%以下（600 点以下）の場合、本市が要求する水準に満たないものとして候補者として選定しない場合がある。

1 3 プロポーザル審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、結果（参加表明書等を提出した者の商号又は名称、参加資格の有無に関する審査結果、参加資格がないとした者についてはその理由、プロポーザル参加者の商号又は名称、プロポーザル参加者ごとの評価点及び契約候補者の商号又は名称を含む。）について担当課での閲覧及び熊本市ホームページにより公表を行うものとする。

1 4 契約候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に、市長に対して契約候補者として選定されなかった理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

1 5 プロポーザル審査結果の公表に関する事項

止むを得ず参加を辞退する場合、又は、技術提案書を提出しない場合は、様式第 1 3 号参加辞退届を令和元年（2019 年）7 月 8 日（月）午後 5 時までに提出すること。この場合、自社のみ単独で入札に参加する場合は単独企業用を、共同企業体として入札に参加する場合は共同企業体用を提出すること。

郵送の場合は、令和元年（2019 年）7 月 8 日（月）までに必着（不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。）とし、次の宛先へ送付すること。

〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市長（熊本市政策局危機管理防災総室）あて

封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「参加辞退届在中」を明記すること。

また、不慮の事故等による紛失又は遅延等については、再度提出を行うこと。

1 6 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則第 22 条の定めるところにより、契約候補者は、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 過去 2 年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、発注者が本市である場合は、契約書の写しでも可。）を提出したとき。

(3) 契約書（案）

熊本市ホームページへ掲載するほか、2の担当部局で閲覧に供する。

(4) 参加表明書等に関する事項

ア 提出期限までに参加表明書等及び提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。

イ 参加表明書等及び提案書等の作成及び提出（並びにプレゼンテーション）に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加表明書等及び提案書等は、返却しない。なお、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）の規定により、開示する場合がある。

エ 提出された参加表明書等及び提案書等は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における参加表明書等及び提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

カ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

キ 提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、当該提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

(5) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加資格があると認めた者が参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。

(6) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が4に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

(7) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること。（消えるボールペンは不可）

(8) 業務責任者（又は従事メンバー）の確認等

ア 参加表明書等又は提案書等に記載した配置予定の業務責任者（又は従事メンバー）は、原則として履行が完了するまで変更できないものとする。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない事由が生じたとは、当初の配置予定の業務責任者（又は従事メンバー）と同等以上の資格及び経験を有する者を配置するものとして市長の承認を得た場合に限り、変更することができるものとする。この場合において、市長の承認を得るためには診断書その他市長が必要と認める書類を提出しなければならない。

イ アに違反した場合は、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うものとする。

(9) 契約金額について

令和元年（2019年）10月の消費増税を見据え、10%で契約を行う。ただし、増税の延期等により8%のままであった場合は、減額契約変更を行う。

1 7 Summary

(1) Outsourcing Project Name

New Disaster Prevention Information Network System Development and Construction Subcontract

(2) Presentations for Proposals and Other Submitted Documents Are Expected to Be Held on Thursday, July 9, 2019

(3) Language and currency to be used in the bidding process and procedures:

Language: Japanese

Currency: Japanese yen only

(4) Contact Information:

Crisis Management and Disaster Prevention Office, Kumamoto City General Policy Bureau

（熊本市 政策局 危機管理防災総室）

〒860-8601

Kumamoto City, Chuo-ku, Tetori-honcho 1-1

Tel: 096-328-2490